石巻市6次産業化・地産地消推進助成金制度の概要

1 趣旨

本助成金は、農林漁業者と地域の様々な事業者との連携を強化し、創意工夫による地域資源の高付加価値化を図るため、1次産業、2次産業、3次産業を営む事業者がネットワークを形成して取組む新商品開発や新ブランドの確立等を支援するもの。

2 助成対象事業並びに申請時期

石巻産農林水産物を活用した新商品の開発や販路拡大等の効果が期待できる事業であって、次のいずれかに該当するもの。

(1) 新商品開発事業 → 申請時期:事業着手の30日前まで

1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新商品の開発やブランドの確立を行う事業。

《例》シェフやデザイナーと連携した石巻産農林水産物を活用した新商品や新メ ニューの開発

(2) 販路開拓事業 → 申請時期:事業着手の30日前まで

1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新たなマーケティング手法を用いた販路開拓、地産地消の推進等を行う事業。

≪例≫流通業者と連携した消費交流イベントの開催

(3) 施設整備事業 → 申請時期:事業着手の30日前まで

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)」第5条の規定に基づく『総合化事業計画』の認定を受けた農林漁業者団体又は「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)」第4条の規定に基づく『農商工等連携事業計画』の認定を受けた中小企業者が加工・販売施設等の整備を行う事業。

ただし、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知)の別表に掲げる整備事業については併用可とするが、同交付金の対象外となる経費のみが対象。(一部制限あり)

- ※1 既に事業着手している事業を継続して実施する事業は対象事業とならない。
- ※2 同一年度での(1)及び(2)の事業に対する助成の交付は、一事業者につき1事業 が限度。
- ※3 (3)の事業に対する助成は、一事業者につき1回が限度。
- ※4 (3)の事業については、単独事業者による事業の実施も助成対象。
- ※5 (3)の事業を除き、同一の事業で、国、県、石巻市、他の自治体(外郭団体も含む)等の補助等を受けた、受けようとする事業は対象事業とならない。
- ※6 新商品とは、「商品そのものが新規性を有していること」、「新たに開発された品種の農林水産物や規格外品等を有効活用するなど、原材料そのものが先進性や独自性を有していること」、「新たな加工技術を用いるなど、製造工程が先進性や独自性を有していること」のいずれかを満たすものをいう。

3 助成対象者

- (1) 助成金の交付対象者は次に掲げるものとする。
- ・ネットワーク(下記※1参照)を形成して事業に取組む市内事業者(下記※2参照)。
- ・市税及び国民健康保険税を完納しており、かつ、助成金交付終了後も事業の継続が 確実であると認められるもの。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2項に掲げる暴力団及びその構成員に該当しないもの。
- ※1 ネットワークとは、1次・2次・3次産業を営む事業者で構成するネットワークをいう。

	市内事業者	市外事業者	凡 例
1次産業	0	×	○:ネットワークの構成要件で、助成対象×:ネットワークの構成要件とならない
2次産業	0	\triangle	<: イットワークの構成要件とならない △:ネットワークの構成要件となるが、助成
3次産業	0	\triangle	対象外

≪助成対象外となるネットワークの例≫

- ・1次産業事業者又は2次産業事業者のみで構成されるネットワーク
- ・市内の2次産業事業者と市外の1次産業事業者のみで構成されるネットワーク
- ・市内の3次産業事業者と市外の2次産業事業者のみで構成されるネットワーク
- ・複数の産業を営む事業者が単独で取組む場合
- ※2 市内事業者 市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する事業者、市内において漁業法(昭和24年法律第267号)第6条に規定する漁業権を有する事業者をいう。

4 助成対象期間

原則として交付決定を受けた年度の属する3月31日まで

5 助成対象経費

事業区分		助成対象経費	
1	新商品開発事業	旅費、新商品開発に係る謝金、原材料費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、委託費、	
2	販路開拓事業	の工具語具質、外任加工質、投制相等支入質、安託質、その他の経費	
3	施設整備事業	・農産加工室、農家レストランなどの改修や整備に要する経費 ・農産加工室や農家レストラン等に附帯した販売施設の整備に要する経費 ・製造、製品に係る機械等の導入に要する経費 ※原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものであり、他の補助制度を活用しない事業又は他の補助制度の対象外となる経費で整備事業の実施にあたって真に必要となる経費	

6 助成金額(消費税額・地方消費税額は対象外)

事業区分		補助率	交付限度額
1	新商品開発事業		1事業者当たり50万円
2	販路開拓事業	2分の1以内	1 尹未有 ヨたり 3 0 万円
3	施設整備事業		1事業当たり200万円